

# 宮崎県立明星視覚支援学校

## 弱視通級指導教室のご案内

宮崎県内の見えにくい児童・生徒のために  
設置された通級指導教室です



※ 写真は、本校のシンボル フェニックスの木・校舎です

通級指導教室に関するお問い合わせ・相談は

宮崎県立明星視覚支援学校 通級指導担当（ ）まで

〒880-0121 宮崎市島之内大字島之内1390番地

TEL 0985-39-1021

FAX 0985-39-1622

E-mail myojo@miyazaki-c.ed.jp

## ◆弱視通級指導教室とは？

弱視通級指導教室は、普段は通常の学級に在籍しながら、弱視（低視力、視野が狭いなど）による学習や生活上の困難を改善・克服するために、特別な指導を受けられる教室です。

明星視覚支援学校では、在籍校の担任の先生や保護者の皆様と連携しながら学習支援を進め、学校生活の中で、「見えにくいことで学習がしづらい」「黒板の字が読み取りにくい」といった困りごとを減らし、安心して学べる環境づくりを目指します。

## ◆対象者は？

- ① 宮崎県内の小・中学校の通常の学級に在籍している。
- ② 弱視である。（注）
- ③ 視覚障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導が必要とされている児童・生徒。

※①②③の項目を全て満たす方が本校の通級指導教室の対象となります。

注：拡大鏡の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの（文部科学省）

## ◆指導内容は？

見えにくさによって生じる困難を改善・克服する力を育てるために、「自立活動」という特別な学習を行います。あわせて、見えにくさのためにつまずきやすい各教科の内容についても取り上げながら、学習を進めていきます。 ※詳細は、次ページの「主な学習内容」参照

## ◆どこで学習するの？

- ①巡回指導：本校から、在籍校に巡回して指導を行います。
- ②来校指導：本校に来校していただき、指導を行います。
- ③併用型：①②を併用して指導します。

※ 本校は、県内で唯一の視覚支援学校のため、指導の形態については、学年や居住地、必要性等に応じて柔軟に対応しています。月1回を基本として、回数や時間はご相談しながら設定します。

## ◆主な学習内容は？

### ① 視覚補助具を活用するための学習

- 単眼鏡を使用して離れたところにあるものを素早く正確に見る練習や、ルーペを使用して手元のものをはっきり見る練習をして操作性を高めます。

### ② 視覚認知力を高める学習

- 目でものの性質や状態を捉える力を高め、見たものを正しく認識することや自分の身体をイメージ通りに動かす練習をします。

### ③ 目と手の協応動作を向上させる学習

- 小中学校の学習で使用する道具（はさみ、定規、コンパス、彫刻刀、のこぎり、かなづち、実験器具、裁縫道具など、その他必要に応じて）の練習をします。

### ④ 見えにくさのために在籍校でつまずきがちな内容についての学習

つまずきやすい例として

- 国語：漢字のとめ、はね、はらい等の細かい部分の確かめや、文章を速く正しく読む練習などをします。
- 算数：定規、コンパス、分度器等を利用した作図や、グラフの読み取りや作成の学習などをします。
- 社会：地図や資料を読み取る学習をします。

### ⑤ ICT 機器を活用するための学習

- パソコン画面の見やすい設定と操作方法を学びます。
- タブレット端末とアプリの効果的な活用を学びます。
- PDF 版拡大教科書（デジタル教科書）の活用の仕方を学びます。

### ⑥ 自己理解を支援する学習

- 自分の見え方を知り、周りに適切に説明したり、必要な支援（合理的配慮）を求めたりできるような力を育てていきます。

在籍校で、安心して、十分に力を発揮して学習したり学校生活を送ったりすることができるように、授業やテスト等における合理的配慮について、在籍校の先生方と連携しながら検討していきます。

## ◆ 保護者の方へ

弱視は外見では気づかれにくく、お子さん自身が「見えにくさ」を言葉にしづらい場合が多いものです。

弱視通級教室では、お子さんの見え方を細かく理解し、学校生活がよりスムーズになるよう支援します。

「見えにくいのかな？」と思ったら、まずはお気軽に学校へご相談ください。

## ◆ 「通級による指導」に係る手続きの流れ

①保護者から在籍校に「通級による指導」の希望を申し出る。



②在籍校から本校への相談申込み

電話：0985-39-1021



③ 本校から在籍校へ巡回相談、または本校へ来校して相談

※ 実態把握。以後、必要に応じて相談を重ね、連絡調整を行う。



④ 保護者・本人のニーズ、在籍校のニーズ、必要な指導内容等に照らして通級指導の必要性を総合的に判断する。



⑤「通級指導」を行うことが決まった場合は、在籍校が通級指導の手続きに沿って、手続きを行う。